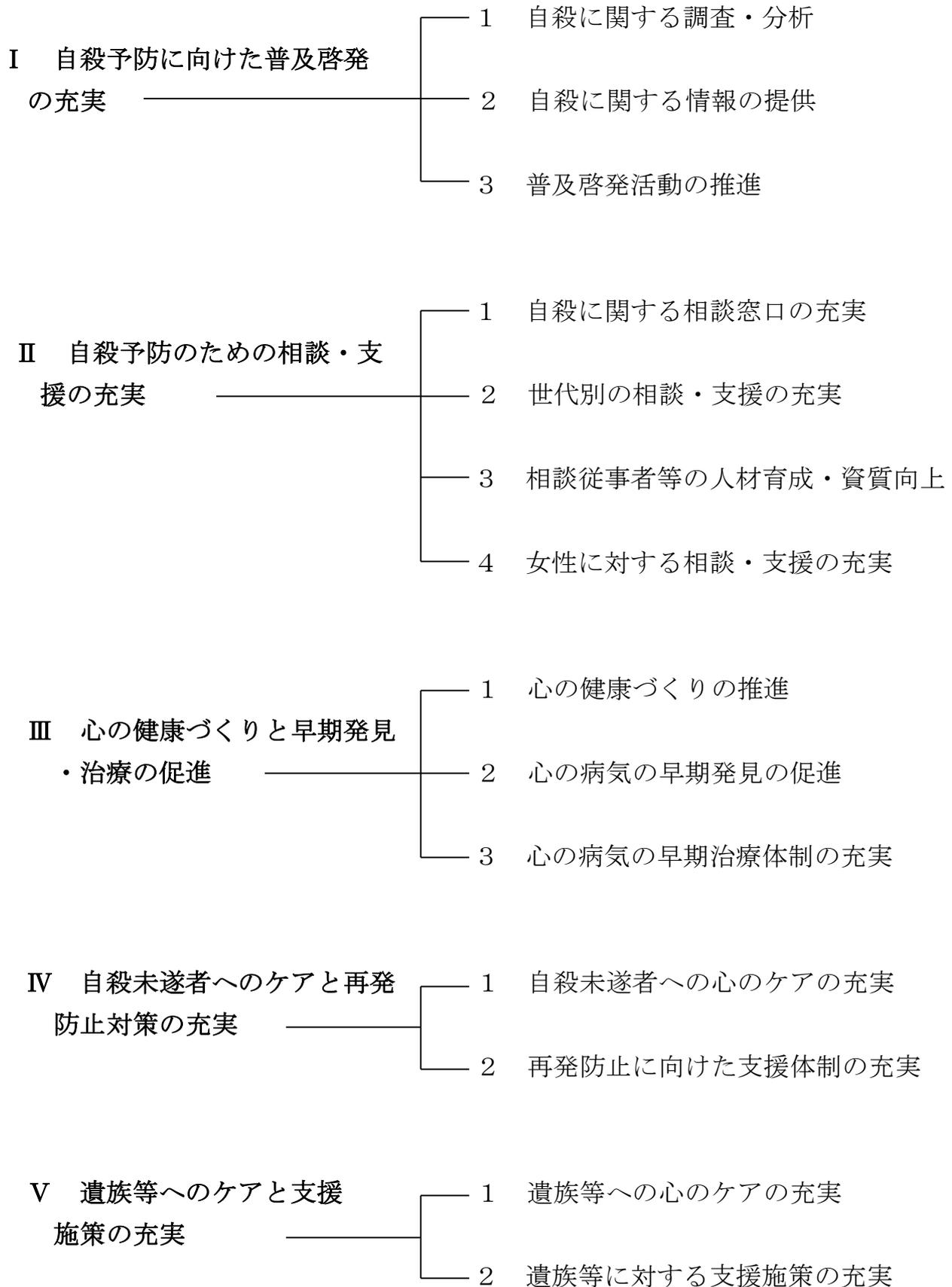


第4章 施策の推進方策

施策の体系



I 自殺予防に向けた普及啓発の充実

現状と課題

これまで、自殺予防週間（9月10日から9月16日）や自殺対策強化月間（3月）に併せ、県や市町、民間団体等が連携し、県民一人ひとりの気づきや見守りを促すための各種啓発活動に取り組んできたところですが、未だ十分な理解が得られていない状況にあります。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、自殺を考えるような危険な状態に追い込まれた場合には、誰かに援助を求めることが適当であることや、原因となっている悩みを解消するために必要な支援を受けることで自殺は防ぐことができるという一歩進んだ観点からの普及啓発活動が求められています。

また、メンタルヘルスへの理解促進も含めた広報・教育活動の促進や、自死遺族等支援の観点からも自殺への偏見を払拭し、正しい理解を促進する啓発活動が必要です。

さらには、自殺の実態把握や解明に向けた調査研究や分析を実施し、効果的な自殺対策を推進するとともに、教育活動や広報活動等を通じた県民への的確な情報提供が課題となっています。

推進施策

1 自殺に関する調査・分析

- (1) 自殺に関する統計情報等を活用し、その背景や要因等についての実態把握や調査・分析等を進めます。
- (2) 自殺未遂者や遺族等の協力のもとに、当事者に対する心のケアのあり方についての検討を進めます。
- (3) 国が行う自殺の実態解明のための調査研究に積極的に協力する等、自殺予防のための効果的な施策のあり方についての検討を進めます。
- (4) 市町の自殺対策計画に基づく取組を支援します。

2 自殺に関する情報の提供

- (1) ICT（インターネット・SNS等）を積極的に活用し、自殺に関する総合的な情報を誰もがわかりやすいように提供します。
- (2) 自殺の要因となる健康問題や多重債務問題等に関する各種相談窓口等の情報を一元的に提供します。
- (3) 自殺の推奨や誘発につながるような有害情報や誹謗中傷する書き込みの排